

八戸市社会福祉法人等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、市長が所轄する社会福祉法人並びに社会福祉施設及び事業（以下「法人等」という。）に対して実施する指導監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の目的)

第2条 法人等に対する指導監査は、関係法令、通知等（以下「関係法令等」という。）に基づき調査し、又は検査するとともに、積極的に助言及び指導を行うことによって法人等の適正な運営の確保を図ることを目的とする。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査の対象は、別表に掲げる法人等とする。

(指導監査の種類及び実施方法)

第4条 指導監査の種類は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

- 2 社会福祉法人に対する一般指導監査の実施方法は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知）の定めるところによるものとする。
- 3 母子生活支援施設、保育所、一時預かり事業、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。）、乳児等通園支援事業又は幼保連携型認定こども園の一般指導監査は、原則として1年に1回、実地において行うものとする。
- 4 病児保育事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターの一般指導監査は、必要があると認められる場合に、随時、実地において行うものとする。
- 5 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの一般指導監査は、原則として3年に1回、実地において行うものとする。
- 6 障害者支援施設の一般指導監査は、原則として1年に1回、実地において行うものとする。ただし、前年度の実地による指導監査の結果、適正な運営がおおむね確保されていると認められる障害者支援施設については、書面による指導監査に代えることができる。
- 7 前項の規定にかかわらず、八戸市指定障害福祉サービス事業者等指導要綱

(平成29年1月1日実施)による前年度の運営指導の結果、適正な運営がおおむね確保されていると認められる障害者支援施設については、当該年度及び次年度における一般指導監査を省略することができる。

- 8 一般指導監査の実施に当たっては、法人等の責任者その他関係職員（以下「役職員等」という。）の出席又は立会いを求め、事前に提出を求めた書類及び関係書類等を閲覧し、役職員等から説明を求めるものとする。
- 9 法人等の特別指導監査は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に、実地において行うものとする。
 - (1) 法人等の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合
 - (2) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由がある場合
 - (3) 一般指導監査における重要な指摘事項については是正又は改善がみられない場合
 - (4) 正当な理由なく、一般指導監査を拒否した場合
(一般指導監査の実実施計画)

第5条 法人等に対する一般指導監査の実施に当たっては、指導監査に係る関係法令等及び前回の指導監査の状況等を踏まえて、指導監査実施計画を策定するものとする。

- 2 前項の指導監査実施計画は、毎年度策定するものとする。
(指導監査の実実施通知)

第6条 指導監査に当たっては、前条の規定により策定した指導監査実施計画に基づき、対象となる法人等に対し、原則として指導監査実施日の1か月前までに文書（別記第1号様式）で通知するものとする。ただし、文書による事前通知によっては指導監査の目的が達せられないおそれがある場合には、その他の方法によることができるものとする。

(指導監査職員)

第7条 指導監査は、原則として2名以上の職員で実施するものとする。

(指導監査時の留意事項)

第8条 指導監査の実施に当たっては、関係法令等に基づき、常に公正不偏かつ懇切丁寧な姿勢をもって臨み、努めて役職員等の理解と積極的かつ自主的な協力が得られるよう配慮するものとする。

(指導監査後の措置)

第9条 指導監査職員は、指導監査終了後、役職員等に対し、指導監査結果について講評を行い、是正又は改善を要すると認められた事項については、所要の是正又は改善を行うよう助言及び指導を行うものとする。

- 2 指導監査職員は、指導監査終了後、指摘事項及び問題点等の概要を復命する

ものとする。

- 3 指導監査結果は、文書（別記第2号様式）により通知するものとする。この場合において、是正又は改善を要する事項について文書（別記第3号様式）により通知するとともに、当該事項に対する是正又は改善の状況（改善計画）について、原則として1か月の期限を付して文書（別記第4号様式）により報告を求めるものとする。
- 4 前項の規定により提出された報告によっては是正又は改善の状況の把握が困難な場合には、必要に応じて実地にて改善の状況を確認することができるものとする。
- 5 指導監査において、繰り返し是正又は改善の措置を講ずるよう指示したにもかかわらず、是正又は改善がなされない場合には、必要に応じて関係法令等に基づく措置を講ずるものとする。
- 6 指導監査結果については、その取りまとめを行い、今後の指導監査に資するものとする。

（介護保険法等に基づく運営指導等との調整）

第10条 指導監査に当たっては、日程、指導監査項目その他の事項に関し、介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく運営指導等との調整を図るものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年5月19日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年6月3日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年5月28日から実施する。

別表（第3条関係）

対象法人等
1 社会福祉法人
2 児童福祉法第6条の3第23項に定める乳児等通園支援事業
3 児童福祉法第7条に定める児童福祉施設のうち、次に掲げるもの
(1) 母子生活支援施設
(2) 保育所
4 児童福祉法第21条の9に定める子育て支援事業のうち、次に掲げるもの
(1) 一時預かり事業
(2) 病児保育事業
5 児童福祉法第24条第2項に定める家庭的保育事業等
6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に定める幼保連携型認定こども園
7 老人福祉法第5条の3に定める老人福祉施設のうち、次に掲げるもの
(1) 老人デイサービスセンター
(2) 老人短期入所施設
(3) 養護老人ホーム
(4) 特別養護老人ホーム
(5) 軽費老人ホーム
(6) 老人介護支援センター
8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に定める障害者支援施設

別記

第1号様式（第6条関係）

（その1）法人、法人及び法人が設置運営する施設又は事業、法人が設置運営する施設又は事業用

第 号

年 月 日

社会福祉法人 理事長 様

八戸市長 印

年度（社会福祉法人、社会福祉法人及び社会福祉施設又は事業、社会福祉施設又は事業）に係る指導監査の実施について（通知）

このことについて、（貴法人、貴法人及び貴法人が設置運営する社会福祉施設又は事業、貴法人が設置運営する社会福祉施設又は事業）の指導監査を下記のとおり実施しますので、貴職及び監事並びに関係職員の立会いをお願いします。なお、該当施設の長には、貴職から通知していただきますようお願いします。

記

- 1 日時
- 2 指導監査事項
- 3 指導監査職員
- 4 指導監査根拠
- 5 事前提出資料及び提出期限

別紙「事前提出資料」により 年 月 日までに下記担当あて各1部提出してください。

なお、自主点検表の様式は、八戸市ホームページに掲載しています。

法人運営管理、経理に関すること
（担当）

（電話）

施設運営管理、処遇に関すること
（担当）

（電話）

(その2) 法人以外の者が設置運営する施設又は事業用

第 号
年 月 日

様

八戸市長

印

年度（社会福祉施設、事業）に係る指導監査の実施について（通知）

このことについて、（貴社会福祉施設、事業）の指導監査を下記のとおり実施しますので、関係職員の立会いをお願いします。

記

- 1 日時
- 2 指導監査事項
- 3 指導監査職員
- 4 指導監査根拠
- 5 事前提出資料及び提出期限

別紙「事前提出資料」により 年 月 日までに下記担当あて各1部提出してください。

なお、自主点検表の様式は、八戸市ホームページに掲載しています。

施設運営管理、処遇に関すること

（担当）

（電話）

施設経理に関すること

（担当）

（電話）

(その3) 社会福祉協議会用

八福政第 号
年 月 日

社会福祉法人八戸市社会福祉協議会会長 様

八戸市長 印

年度社会福祉協議会指導監査の実施について（通知）

このことについて、貴法人の指導監査を下記のとおり実施しますので、貴職及び監事並びに関係職員の方の立会いをお願いします。

記

- 1 日時
- 2 指導監査事項
- 3 指導監査職員
- 4 指導監査根拠
- 5 事前提出資料及び提出期限

別紙「事前提出資料」により 年 月 日までに下記担当あて各1部提出してください。

なお、自主点検表の様式は、八戸市ホームページに掲載しています。

(担当)

第2号様式（第9条関係）

（その1）法人、法人及び法人が設置運営する施設又は事業、法人が設置運営する施設用又は事業用

第 号
年 月 日

社会福祉法人 理事長 様

八戸市長 回

年度（社会福祉法人、社会福祉法人及び社会福祉施設又は事業、社会福祉施設又は事業）に係る指導監査の結果について（通知）

（指摘事項（文書指摘）がない場合）

先般、（貴法人、貴法人及び貴法人が設置運営する施設又は事業、貴法人が設置運営する施設又は事業）の指導監査を実施したところ、是正改善報告書の提出を要する指摘事項は認められませんでした。

今後とも、適正な（法人、施設、事業）運営に一層努めるようお願いします。

（指摘事項（文書指摘）がある場合）

先般、（貴法人、貴法人及び貴法人が設置運営する施設又は事業、貴法人が設置運営する施設又は事業）の指導監査を実施したところ、別紙「指導監査実施結果一覧表」のとおり、改善を要する事項が認められました。

ついては、速やかに是正・改善の措置を講ずるとともに、その結果について、
年 月 日（ ）までに、別紙「 年度指導監査指摘事項是正改善報告書」により報告してください。なお、報告に当たり講じた措置を証明する資料がある場合は、その写しを添付してください。

また、今回の指導監査の結果については、貴職から次回理事会に報告してください。

法人運営管理、経理に関すること
（担当）
（電話）
施設運営管理、処遇に関すること
（担当）
（電話）

(その2) 法人以外の者が設置運営する施設又は事業用

第 号
年 月 日

様

八戸市長

印

年度（社会福祉施設、事業）に係る指導監査の結果について（通知）

（指摘事項（文書指摘）がない場合）

先般、（施設種別及び施設、事業）の指導監査を実施したところ、是正改善報告書の提出を要する指摘事項は認められませんでした。

今後とも、適正な施設運営に一層努めるようお願いします。

（指摘事項（文書指摘）がある場合）

先般、（施設種別及び施設、事業）の指導監査を実施したところ、別紙「指導監査実施結果一覧表」のとおり、改善を要する事項が認められました。

については、速やかに是正・改善の措置を講ずるとともに、その結果について、
年 月 日（ ）までに、別紙「 年度指導監査指摘事項是正改善報告書」により報告してください。

なお、報告に当たり講じた措置を証明する資料がある場合は、その写しを添付してください。

施設運営管理、処遇に関すること

（担当）

（電話）

施設経理に関すること

（担当）

（電話）

八福政第 号
年 月 日

社会福祉法人八戸市社会福祉協議会会長 様

八戸市長 印

年度社会福祉協議会に係る指導監査の結果について（通知）

(指摘事項(文書指摘)がない場合)

先般、貴協議会の指導監査を実施したところ、是正改善報告書の提出を要する指摘事項は認められませんでした。

今後とも、適正な法人運営に一層努めるようお願いします。

(指摘事項(文書指摘)がある場合)

先般、貴協議会の指導監査を実施したところ、別紙「指導監査実施結果一覧表」のとおり、改善を要する事項が認められました。

については、速やかに是正・改善の措置を講ずるとともに、その結果について、

年 月 日 () までに、別紙「 年度指導監査指摘事項是正改善報告書」により報告してください。なお、報告に当たり講じた措置を証明する資料がある場合は、その写しを添付してください。

また、今回の指導監査の結果については、貴職から次回理事会に報告してください。

(担当)

第3号様式（第9条関係）
（その2）施設用

社会福祉施設等指導監査実施結果一覧表

施設の種類		実施年月日	年 月 日
施設名		施設長	
設置主体		左の代表者	
経営主体		左の代表者	
出席者		指導監査 担当職員	(運営管理) (処 遇) (経 理)
項 目	現在の状況・問題点	要是正・改善事項	
(運営管理)			
(処遇)			
(経理)			

第4号様式（第9条関係）

（その1）法人、法人及び法人が設置運営する施設又は事業、法人が設置運営する施設又は事業用

第 号
年 月 日

（あて先）八戸市長

社会福祉法人
理事長

年度指導監査指摘事項是正改善報告書

指摘事項（現在の状況・問題点）	是正改善状況の内容及び実施時期等

第4号様式（第9条関係）
（その2）法人以外の者が設置運営する施設又は事業用

第 号
年 月 日

（あて先）八戸市長

年度指導監査指摘事項是正改善報告書

指摘事項（現在の状況・問題点）	是正改善状況の内容及び実施時期等

第 号
年 月 日

（あて先）八戸市長

社会福祉法人八戸市社会福祉協議会
会長

年度指導監査指摘事項是正改善報告書

指摘事項（現在の状況・問題点）	是正改善状況の内容及び実施時期等